

狭保 第 675-2 号
令和 4 年 7 月 19 日

管内食品衛生協会長 様

埼玉県狭山保健所長

イベント等における感染機会及び食品事故防止について（依頼）

当所の感染症蔓延防止対策及び食品衛生行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、政府による行動制限の緩和がすすむ中、地域振興を目的とした、食品提供を含むイベント等の相談が多数寄せられております。主催者はイベント計画時、感染症蔓延防止及び食品事故防止に対し、強い対策が求められております。

今後、イベント開催時、感染症及び食品事故の発生リスクを具体的に低減させることが最重要の課題です。このため、十分に手洗いが行える設備や、安全に食品を調理提供するための設備・衛生管理（HACCP）のほか、従事者の健康管理等が必要です。

しかし、イベントの食品店舗では、衛生管理が不十分な設備や調理器具等による食品の提供が散見され、事故等発生の可能性が懸念されるようです。

また、イベントに反復継続して出店している営業者については、個別に食品営業許可の取得を要する場合があります。

つきましては、別添「知っておきたいイベントでの食品事故防止の手引き」を参考に、より安全で多くの品目を提供できるキッチンカーの活用や、来場者及び出店者の手洗い環境の整備をはじめ、感染症及び食品事故発生のリスク低減に向け、格別の御配慮をくださるよう御協力をお願いします。

なお、貴協会員への周知について、御協力くださるよう併せてお願いいたします。